

## 事前質問への回答（法令解釈に係るものを除く）及び訂正

法令解釈等に係る質問については、別途、個別に回答をさせていただき予定としております。

質問の概要	回答
<p>Q 幼稚園教員養成課程又は小学校教員養成課程の場合における、「教員養成を主たる目的とする学科等」の定義について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職課程認定基準上、幼稚園教員養成課程又は小学校教員養成課程の場合、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができないとされています。</li> <li>○ 「教員養成を主たる目的とする学科等」であるか否かについては、<u>課程認定委員会において具体的に判断をすることとなり、科目数が多ければよいというものではありません。</u></li> <li>○ <u>ただ、幼稚園や小学校の教員になる場合は、教育職員免許法上、教職に関する科目を多く取得する必要があります。</u></li> <li>○ <u>教職に関する科目は、中学校、高等学校の課程の場合、学位課程の外に位置づけられている場合がほとんどですが、幼稚園又は小学校教員養成課程においては、教職に関する科目が、学位課程としての科目としても位置づけられていることが必要です。</u></li> </ul>

質問の概要	回答
<p>Q 申請までに、教員採用手続きが間に合わなかった場合の、申請後の専任教員の差替えについて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学設置審査と同様、教職課程についても、十分に構想された課程か否かは重要な要素です。このため、専任教員についても、計画的に採用計画を進めていただき、申請に向けた準備をしていただくこととしています。</li> <li>○ また、申請後に専任教員の差替えを認めた場合、申請期日をつける意味が薄れてしまう恐れがあります。</li> <li>○ <u>申請期日を予め設けている以上、教員採用については、申請までに終えていただき、申請後の差替えは、原則として認めないこととしています。</u></li> </ul>
<p>Q 広報について 「申請中」等として広報する際における、「ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の内容が変更となる可能性があります。」と付記すること」の取扱いについて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年度から、「申請中」のほか、「<u>ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の内容が変更となる可能性があります。</u>」という文言を付記することをお願いさせていただいております。</li> <li>○ これは、審査結果によって教職課程の内容が変更し得る段階において、入学を希望する学生に対して、できるだけ誤解が生じないようにしていただく趣旨です。</li> <li>○ <u>全ての大学に対する公平性の観点から、文言の改変等は行わないようにお願いします。</u></li> </ul>

質問の概要	回答
<p>Q 他学科の学生が教職課程を履修する場合においても、相当関係を求めることとなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学科等の目的・性格と免許教科との相当関係は、当該学科に教職課程を置こうとする場合に課題となるものです。</li> <li>○ 一方で、学生によっては、科目等履修などによって、教職課程の単位を修得することも予想されますが、このような学生個人の履修方法についてまで、相当関係の観点から指摘することはありません。</li> <li>○ このような学生については、教員として必要な知識技能を身につけることができるよう、各大学において、適切な履修指導をお願いします。</li> </ul>
<p>Q 大学独自に、教育職員免許法を超えて要件を課すことについて。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員は大学において養成することが原則とされている以上、大学が、各大学の教員養成の理念に基づき、免許法を超えて要件を課すことは全く否定されるものではありません。</li> <li>○ 学生は、自ら希望して大学に入学してきている以上、大学のディプロマポリシー等に従った科目履修が求められます。</li> <li>○ ただし、当該学生が、免許法上の最低修得単位数を満たしている場合、都道府県教育委員会に対して免許状授与の申請を行うことは妨げられるものではありません。</li> </ul>

## 【手引き184頁(Q&A(よくある質問・回答) 7の訂正について)】

現在の手引き	訂正後
<p>【4-3 中学校教諭の教職課程の場合(4) i)(※2)、4-4 高等学校教諭の教職課程の場合(4) i)(※2) (いわゆる「みなし専任教員」)】</p>	
<p>Q 自学科に、他学科と同一科目が開設されていて同時開講(担当教員が同じ)の場合、他学科の専任教員をみなし専任教員とすることはできるのか。</p>	
<p>A できない。他学科の専任教員をみなし専任教員とすることができるのは、共通開設科目(学則や履修規定において認定課程のみの開設科目として位置づけられていない科目)として規定されている場合である。</p>	<p>A 「同時開講」の際の当該科目の位置づけによるが、教職課程認定基準4-3(2)又は4-4(2)に基づき、他学科の科目をあてる場合(当該他学科の科目を、学則や履修規程上、自学科の科目としない場合)には、みなし専任教員とすることができる。</p>

(考え方)

- 「共通開設」は、大学全体であれ、学科ごとであれ、学則や履修規程において「共通開設科目」として位置づけられているものを指す。
- 教職に関する科目も教科に関する科目も、それぞれ、共通開設が認められる場合については、教職課程認定基準に根拠がある。また、共通開設をした場合に、それぞれの課程において専任教員とすることも、教職課程認定基準上、個別に規定されている。
- 一方で、教科に関する科目については、教職に関する科目と異なり、「共通開設」としなくても、教科専門科目に関する内容の水準や幅の維持・向上といった観点から、他学科や他学部の科目を借りてくることが認められている。これは、開放制による教員養成の中で、例えば理科の免許状を受けるために、化学関係だけでなく、生物関係なども含め、幅広い分野を学んでもらう必要があるという考え方に基づくもの。  
 このような場合に、他学科の科目を借りた場合は、学則や履修規程などにおいて、当該借りてきた科目が自学科の科目として位置づけられるわけではないので、いわゆる「共通開設」の定義には入らず、単なる他学科や他学部の科目としての位置づけとなる。
- また、他学科から科目を借りた場合、教職課程認定基準において、当該他学科や他学部の専任教員を、課程認定を受けようとする学科等の専任教員として「みなす」ことが可能とされています。これがいわゆる「みなし専任教員」である。